静岡文化芸術大学地域連携センター運営委員会規程

（趣旨）

第１条 この規程は、静岡文化芸術大学地域連携センター規則第６条の規定に基づき静岡文化芸術大学地域連携センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項を定める。

（組織）

第２条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 地域連携センター長

(2) 地域連携センター長補佐

(3) 各研究科長

(4) キャリアセンター長

(5) 各学部からの教員各１名以上

(6) 事務局長

(7) その他学長が必要と認める者

（所掌事項）

第３条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、必要に応じて学長に報告する。

(1) 地域連携センター（以下「センター」という。）運営の基本方針に関すること。

(2) 企業、自治体、他大学との連携及び交流に関すること。

(3) 公開講座、イベント等の企画及び運営に関すること。

(4) 地域課題の解決に向けた調査研究に関すること。

(5) その他センターに関する必要な事項に関すること。

（委員の任期）

第４条 第２条第第２号から第７号の委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

２ 委員の再任は妨げない。

（委員長）

第５条 委員会に委員長を置き、地域連携センター長を充てる。

２ 委員長は、委員会の会務を総理する。

３ 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が職務を代理する。

（会議）

第６条 委員会の会議は、委員長が召集し議長となる。

２ 会議は委員の３分の２以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

３ 議長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（専門部会）

第７条 センターの運営等に関する専門的な事項を検討するため、専門部会を置くことができる。

２　専門部会については別に定める。

（事務）

第８条　委員会の事務は研究・連携推進室で処理する。

（雑則）

第９条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和８年９月１日から施行する。